

## 宮代町生活系排水及び雨水の道路側溝等への接続取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活系排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、町が管理する道路側溝に合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）の処理水及び雨水（以下「処理水等」という。）を排水放流する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路側溝 道路上の雨水排水機能を有する側溝、集水ます等の排水施設をいう。
- (2) 処理水 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1項第1号に規定する浄化槽から排水放流される水をいう。
- (3) 雨水 宅地内に降った雨水をいう。
- (4) 雨水管 雨水を集水するための管をいう。
- (5) 接続管 処理水等を道路側溝に排水放流するための管をいう。
- (6) 取付ます 宅地内の処理水等を集水するためのますをいう。
- (7) 最終ます 宅地内の処理水等を集水し、道路側溝に排水放流するための最終のますをいう。
- (8) 外水道 屋外に設置された水道施設等をいう。

(承認の基準)

第3条 道路側溝への排水放流の承認に当たっては、次に掲げるすべての要件に該当するものでなければならない。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 接続管は、1宅地に1箇所とし、必ず最終ますを設置すること。
- (2) 接続管は、内径100ミリメートル以下の硬質ビニル管とし、勾配を設けること。ただし、雨水のみを放流する場合は、内径75ミリメートル以下とすること。
- (3) 接続管の道路側溝への接続位置は、道路側溝の底部から7センチメートル以上、10センチメートル以下とし、道路側溝面から突出しないこと。
- (4) 道路を横断して接続管を道路側溝に接続する場合は、道路幅員4メートル以下の場合は、道路を横断して接続管を接続することを可能とするが、コンクリート巻き等により接続管を防護すること。
- (5) 浄化槽の設置場所は、公共下水道又は農業集落排水施設の供用開始区域以外であること。
- (6) 浄化槽は、浄化槽法に基づき設置するものであること。
- (7) 個人の住宅用として設置する浄化槽は、処理対象人員が10人以下の

ものであること。

- (8) 個人の住宅用以外のものとして設置する浄化槽は、処理対象人員が30人以下のものであること。
- (9) 占用物の構造及び浄化槽の排水量が道路側溝の構造、機能及び管理に支障をきたさないこと。
- (10) 排水放流先となる道路側溝は、断面の高さ及び幅が240ミリメートル以上であること。
- (11) 取付ます及び最終ますは、維持管理しやすい場所に設置し、最終ますには泥だめを15センチメートル以上設けること。
- (12) 雨水ますから最終ますに接続する場合は、雨水ますの上部から10センチメートル以内の雨水が流れる形状とすること。この場合において、最終ますに接続する管の内径は75ミリメートル以下とすること。
- (13) 外水道を設置する場合は、宅内浸透処理とすること。

(承認申請)

第4条 道路側溝に排水放流しようとする者(以下「申請者」という。)は、排水放流承認申請書(様式第1号)を2部作成し、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 土地平面図(排水・雨水系統を記入)
- (4) 建物平面図
- (5) 浄化槽の構造図
- (6) 接続部分の断面図及び構造図
- (7) 浄化槽維持管理業務委託契約書の写し又は誓約書(様式第2号)
- (8) 排水放流先となる前面道路の現況写真(排水・雨水系統を記入)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるもの

(排水放流申請の承認等)

第5条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、当該申請者に対して、次に掲げる条件を付して、排水放流承認書(様式第3号)を交付するものとする。

- (1) 最終ますは、月1回程度清掃すること。
- (2) 排水施設等の破損は、申請者が責任をもって補修すること。
- (3) 排水物に起因して周囲に被害を及ぼした場合は、その責任を負い、申請者が解決すること。
- (4) 公共事業等により、排水口その他これに類するものが支障をきたした場合は申請者の負担によりこれを更正すること。

2 前項の規定により排水放流の承認を受けた者は、承認を受けた施設の工事が完了したときは、完了届(様式第4号)を町長に提出し、町の検

査を受けなければならない。

(変更申請等)

第6条 前条の規定により排水放流の承認を受けた者は、その承認内容に変更が生じたときは、排水放流変更承認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 既に承認を受けた排水放流承認書
- (2) 誓約書
- (3) 浄化槽維持管理業務委託契約書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるもの

2 町長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、当該申請者に対して、排水放流変更承認書(様式第6号)を交付するものとする。

(道路占用許可等)

第7条 接続管が道路を横断するなどして道路を占有する場合は、宮代町道路占用規則(平成2年宮代町規則第23号)に基づき、あらかじめ町長の許可を得なければならない。

(維持管理義務)

第8条 第5条の規定により承認を受けた者は、浄化槽並びに取付ます及び接続管の保守点検、清掃及び水質に関する検査等を適正に行うとともに、排水放流先の道路側溝についても常に清掃に努めなければならない。

2 町長は、浄化槽を設置した者に対し、必要に応じ、浄化槽法第11条による検査結果の写しの提出を求めることができる。

(維持管理義務違反に対する処置)

第9条 町長は、浄化槽の所有者又は使用者が、浄化槽法等関係法令に基づく維持管理業務を怠り、浄化槽の構造基準で定められた性能値の排水基準を超えた処理水を排水放流し、又は排水放流先側溝の清掃管理を行わない等で公衆衛生並びに生活環境及び公共用水域水質保全に反する場合は、この要綱による側溝への排水放流承認を取り消すことができる。

(費用負担)

第10条 処理水等を道路側溝に接続し、維持管理し、又は撤去する場合の費用は、浄化槽の所有者又は使用者の負担とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年8月1日から施行する。